

丹篠監公表第2号
令和6年1月30日

丹波篠山市監査委員 酒 井 加 世 子

丹波篠山市監査委員 隅 田 雅 春

令和5年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項及び丹波篠山市監査基準第4条第1項第6号の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、結果を公表する。

記

〔監査対象〕 丹波篠山土地改良協議会

令和5年度
財政援助団体等監査報告書

丹波篠山土地改良協議会

令和6年1月

丹波篠山市監査委員

1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第 199 条第 7 項及び丹波篠山市監査基準第 4 条第 1 項第 6 号)

2 監査の対象

(1) 対象団体・部局

- ・丹波篠山土地改良協議会（以下、「土地改良協議会」という。）
- ・農都創造部農都整備課（丹波篠山土地改良協議会に対する補助金の交付事務の市所管部局。以下、「農都整備課」という。）

(2) 対象事務

- ・協議会における令和 4 年度市補助金収入に係る出納その他の事務の執行
- ・農都整備課における令和 4 年度補助金交付に係る事務の執行

※必要に応じて同年度以外についても対象とした。

財政的援助(令和 4 年度補助金等交付)の状況

(単位:円)

補助金等の名称	金額	補助等の内容
丹波篠山土地改良協議会補助金	17,135,000	事業費補助(人件費)
—	—	—
合計	17,135,000	

3 監査の期間

令和 5 年 9 月 8 日から令和 6 年 1 月 30 日まで

4 監査の方法及び着眼点

土地改良協議会に対して令和 4 年度の財務等に関する書類の提出を求めるとともに、農都整備課に対して上記補助金にかかる事業補助金交付に関する書類の提出を求めて実施した。

土地改良協議会にあっては、市からの補助金が補助の目的に沿って効率的、効果的に活用されているか、また、補助金に係る収支等の経理事務全般が関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されているかについて、一方、農都整備課にあっては、土地改良協議会に対する補助金の交付手続き並びに指導・監督等が適切に行われているかについて調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から聴き取りを行った。

(1) 土地改良協議会関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ク 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ケ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- コ その他

(2) 農都整備課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ウ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は充分か。
- エ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- オ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- カ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ケ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- コ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。

5 監査の結果及び意見等

(1) はじめに

今回監査の対象となった土地改良協議会は、平成 20 年度に本市監査委員による財政援助団体等監査の実施の結果、指摘事項や意見が付されている。

今回の監査では、上記 4 の方法や着眼点を中心に監査を行うとともに、過去の指摘事項などが現在にどう活かされているかについても確認を行った。今回の監査においては、法令、条例、規則等に準拠し、概ね適正に処理されていると認められるが、一部に改善を要する事項が見られたことから、今回の監査結果について以下のとおり意見を付する。

なお、過去の監査等の意見等の要旨は次のとおりである。

■平成 20 年度財政援助団体等監査における意見（平成 21 年 2 月、篠山市監査委員）

①土地改良協議会

【指摘事項】

- ・補助対象部分と対象外部分が不明確のため、補助金の使途を明らかにする必要がある
- ・補助金の適正な執行のためにも、給与や服務に係る規程の整備を図る必要がある

【意見】

- ・組織や事務事業の見直しを行える簡素で効率的な組織運営に努められたい

②まちづくり部（H20 当時の担当部署）

【指摘事項】

- ・補助金交付事務の適正化のために、規定、手続き、様式等を再点検等する必要がある
- ・補助対象事業や補助割合を定めた交付基準を作成し公益上の必要性を明確にする必要がある

【意見】

- ・土地改良協議会の組織再編にあたり協議・調整の支援をされたい

(2) 意見等

(丹波篠山土地改良協議会)

指摘事項

換地図等台帳のデジタル化による保存について

土地改良協議会が保有する、土地改良事業により整備された農地や道路、水路に関する換地図などの台帳は、古いものでは50年余りの年数が経過し傷みが酷く修復しながら使用しているものが見られる。しかし、これらの台帳は永年保存すべき原本であり、今後、資産を管理するのに不具合が生じることは明白であることから保全が急務となっている。

このため、現在土地改良協議会が保有する台帳等のデジタルデータ化について、農都整備課と共通の認識を持ち、年次計画を立てて速やかに取り組まれない。

意見

①組織体制の強化について

土地改良協議会は、平成14年に設立されて、現在では土地改良区18、水系協議会4の合計22団体から構成され、これら構成団体の財産管理や償還事務など主にソフト面の業務を担っている。設立以後、平成20年度に実施した財政援助団体等監査では、組合費の増額の検討及び構成団体が自立的に組織や事務事業の見直しを行えるよう、土地改良協議会においても簡素で効率的な組織運営に努められたい旨を意見したが、その後も今日までの間に、構成団体が新たに2団体増えた以外に、事務局などの組織体制に大きな変化は見られず、市からの補助金は年々増えている状況にある。

土地改良協議会にあっては、令和5年度の総会で翌年度からの組合費（経常賦課金）の単価の値上げを決定されているが、平成20年度の意見を踏まえたうえで、土地改良区の統合を視野に入れた前向きな検討及び協議を、また、事務局の事務内容を見直すことで効率的かつ簡素でスリムな組織運営を図られたい。

②事務効率の向上について

土地改良協議会の事務局は、土地改良法の改正により全ての土地改良区において貸借対照表の作成が義務付けられたことなどから、事務量の大幅な増加に対応するため、令和4年度から職員を1人増やして5人体制になっている。

しかし、市からの補助金は4人体制を基に算定されているため、1人増えた分の経費は構成団体からの組合費（経常賦課金）をもって充当されており、結果として土地改良協議会の会計負担が増えている。

限られた財源による運営と経費節減を図るため、事務局の適正な人数の検証を行うとともに、職員の経験不足を補うためのマニュアル作成や現在の業務内容の見直しにより、事務効

率の向上に努められたい。

(農都創造部 農都整備課)

指摘事項

換地図等台帳のデジタルデータ化への支援について

土地改良協議会が保有する換地図などの台帳は、原本にもかかわらず傷みの激しいものが見られるが、これらの台帳は市や土地改良区にとって永年保存すべき共有資産であり、一旦損耗すれば資産管理の事務に多大な影響を及ぼすことは明白である。

先ほど土地改良協議会に対して、これら台帳のデジタルデータ化による保全について指摘したところであるが、台帳等のデジタル化を土地改良協議会が速やかに完了するためにも、市が主体的になって助言や資機材の提供を行うなど有形無形の支援を積極的に進められたい。

意見

補助金の支出基準について

市から土地改良協議会に対する補助金については、令和4年度まで「丹波篠山市補助金等交付規則」により土地改良協議会からの申し出額に対してその都度協議を行い交付額が決定されていたが、今年度に入り「丹波篠山土地改良協議会補助金交付要領」が策定されたことにより、一定の基準に基づき交付されることになる。

今後は、土地改良協議会からの申し出額に対して内容を精査し交付要領に定める基準に則して適正に交付されたい。また、交付要領の内容について、必要に応じ適切に内容の見直しをされたい。

(3) まとめ

土地改良協議会は、平成14年4月に設立以降今日まで、旧町で別々に担っていた土地基盤整備事業とそれに関連する事業に関して、構成団体等の生産性向上と共同の利益を増進するという目的達成のため、市内で統一的かつ効率的に処理及び運営されている。

しかし、土地改良区の役割は、以前の面的整備などハード事業から財産管理や償還事務、各土地改良区の事務局事務が主体へと変化しており、土地改良協議会においては構成団体等が自立的に組織や事務事業の見直しを行うことで、今よりも簡素で効率的にスリムな組織運営に努めることが求められている。

土地改良協議会にあっては、換地図等の台帳データのデジタル化は喫緊の重要な課題であるが、一方で構成団体の将来を長期的に見れば、人口減少や高齢化といった社会的課題に対して組織力の強化と事務効率の向上を図ることも大きな課題であるため、構成団体等の統合を含めた今後のあり方について協議・検討を進められたい。

また、市にあっては、土地基盤整備事業やそれに関する事業のほか、土地改良協議会が実施する事業及び事務の執行について連携を取りながら、市内の土地改良事業がより適正に執行されるよう協働に努められたい。

なお、監査結果及び意見等に基づき措置を講じられたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

<参考資料>

1 丹波篠山土地改良協議会の概要

(1) 設立及び目的

- ① 名 称 丹波篠山土地改良協議会
- ② 設 立 平成 14 年 4 月 1 日
- ③ 目 的 土地基盤整備事業と、これに関連する事業を行う者の共同組織により、有機的に連携し、統一的事業処理と効率的な運営を図り、以って生産性の向上と共同の利益を増進することを目的とする。

(2) 沿 革

- ・平成 14 年 4 月 篠山土地改良協議会の設立（16 土地改良区、3 水系協議会）
- ・平成 16 年 4 月 1 土地改良区が加入（17 土地改良区、3 水系協議会）
- ・平成 17 年 5 月 1 土地改良区が加入（18 土地改良区、3 水系協議会）
- ・令和 元年 7 月 丹波篠山土地改良協議会へ名称変更（市名変更に伴い総会で承認）
- ・令和 4 年 4 月 1 水系協議会が加入（18 土地改良区、4 水系協議会）

(3) 事務所所在地

丹波篠山市北新町 41 （丹波篠山市役所 第 2 庁舎 2 階）

(4) 組 織

令和 5 年度の協議会の組織（役員・事務局体制など）は次のとおりである。

■役員体制

会 長	1 人	
副 会 長	4 人	
監 事	3 人	うち総括監事 1 人
理 事	22 人	各土地改良区及び各水系協議会から 1 人

■事務局体制 (R5. 4. 1 現在)

5 人（職員 3 人、任用職員 2 人）

土地改良協議会は、丹波篠山市の区域及び関係隣接区域（加東市）の土地改良区に係る事務を有機的に連携し、統一して処理することで効率的な運営を図ることを目的に、平成 14 年 4 月に土地改良事業の受益者からなる市内の 16 土地改良区及び 3 水系協議会を組織として発足した任意の団体である。その後、平成 17 年 4 月と平成 18 年 5 月にそれぞれ 1 つの土地改良区が加入、令和 4 年 4 月には 1 つの水系協議会が加入して、令和 5 年 4 月時点で 18 土地改良区及び 4 水系協議会により組織されている。また、令和元年 5 月に丹波篠山市へ市名変更されたことに伴い、同年 7 月に組織名称を丹波篠山土地改良協議会へ変更されている。

2 事業の概要

(1) 事業の概要

協議会規約第4条に規定する事業の内容は次のとおりである。

- ① 啓蒙宣伝及び事業促進に関すること
- ② 換地事業に関すること
- ③ 水利調整に関すること
- ④ 土地改良区及び水系協議会の運営並びに賦課徴収その他事務処理に関すること
- ⑤ ①から④に掲げる事業のほか、目的を達成するために必要な事業

(2) 令和5年度事業の概要

土地改良協議会の令和5年度事業は、次のとおりである。

- ① 加入の土地改良区・水系協議会（18 土地改良区、4 水系）の運営及び賦課金徴収並びに償還事務
- ② 財産管理事務及び換地関連事務
- ③ ダム管理事務（堤体周辺草刈など）
- ④ 各事業相談及び各関係機関との調整・取次事務
- ⑤ 研修会の開催（県土連及び関係機関に係る会議・研修会等への参加）
- ⑥ 土地改良法に基づく検査（県土地改良区検査）

3 決算の状況

(1) 比較収支決算書

土地改良協議会の令和2年度から令和4年度までの収支決算の状況は次のとおりである。

■比較収支決算書

(単位:円、%)

科 目	令和4年度					令和3年度		令和2年度
	予算額	決算額	対予算 増減額	対前年度		決算額	対前年度 増減率	決算額
				増減額	増減率			
【収入の部】								
組合費(経常賦課金)	4,079,000	4,082,000	3,000	437,600	12.0	3,644,400	△0.1	3,647,300
補助金(市補助金)	17,135,000	17,135,000	0	△65,000	△0.4	17,200,000	4.5	16,460,000
雑入	256,000	292,863	36,863	△70,677	△19.4	363,540	44.9	250,850
繰越金(前年度繰越金)	2,530,000	2,530,064	64	906,023	55.8	1,624,041	△17.5	1,968,430
収入合計(A)	24,000,000	24,039,927	39,927	1,207,946	5.3	22,831,981	31.8	22,326,580

科 目	令和 4 年度					令和 3 年度		令和 2 年度
	予算額	決算額	対予算 増減額	対前年度		決算額	対前年度 増減率	決算額
				増減額	増減率			
【支出の部】								
事務費	22,105,000	21,854,082	△250,918	2,442,883	12.6	19,411,199	2.4	18,963,539
会議費	250,000	161,944	△88,056	134,376	487.4	27,568	25.3	22,000
管理費(ダム管理費)	0	0	0	0	-	0	皆減	250,000
諸支出金(繰出金)	300,000	300,000	0	0	0.0	300,000	0.0	300,000
予備費	680,000	0	△680,000	0	-	0	-	0
支出合計(B)	24,000,000	22,981,026	△1,018,974	2,679,109	13.2	20,301,917	△1.9	20,702,539
(うち人件費)	21,352,000	21,166,583	△185,417	2,395,660	12.8	18,770,923	△1.0	18,955,743
差引残額(A)-(B)	0	1,058,901	1,058,901	△1,471,163	△58.2	2,630,064	55.8	1,624,041

(注) 人件費…給料、諸手当、共済費、福利厚生費、賃金、退職給与引当金

土地改良協議会会計の令和 4 年度の決算を見ると、収入は予算額 24,000,000 円に対し、決算額は 24,039,927 円(100.2%)で、支出は予算額 24,000,000 円に対し、決算額は 22,981,026 円(95.8%)となっており、差引残高 1,058,901 円が次年度へ繰り越されている。

また、前年度に比べると収入決算額は 1,207,946 円(5.3%)増加、支出決算額は 2,679,109 円(13.2%)増加している。これは、土地改良協議会職員 1 名増よる人件費の増加が主な要因である。収入のうち 17,135,000 円が市からの補助金で、これは収入決算額の 71.3%、人件費の 81.0%に相当する。

4 補助金収入

(1) 補助金と人件費

平成 28 年度から令和 5 年度までの協議会に対する補助金、職員数及び人件費の推移は次のとおりである。

■補助金の推移

(単位：円、%)

年 度	補 助 金(A)	対前年度 増減率	H28 年度 対比	(A)/(B)
平成 28 年度	13,670,000	—	100.0	83.9
平成 29 年度	13,940,000	2.0	102.0	87.1
平成 30 年度	14,870,000	6.7	108.8	89.7
令和元年度	14,870,000	0.0	108.8	84.7
令和 2 年度	16,460,000	10.7	120.4	86.8
令和 3 年度	17,200,000	4.5	125.8	91.6

令和4年度	17,135,000	15.2	125.4	81.0
令和5年度	18,150,000	5.9	132.8	80.3

※補助金は、平成28～令和4年度は決算額、令和5年度は予算額

※(A)/(B)は、人件費(次表)に対する補助金の割合

■職員数及び人件費の推移

(単位：円、人、%)

年 度	職員数	対前年度 増減率	H28年度 対比	人件費(B)	対前年度 増減率	H28年度 対比
平成28年度	4(2)	—	100.0	16,287,531	—	100.0
平成29年度	4(2)	0.0	100.0	16,008,773	△1.7	98.3
平成30年度	4(2)	0.0	100.0	16,575,188	3.5	101.8
令和元年度	4(2)	0.0	100.0	17,549,544	5.9	107.8
令和2年度	4(2)	0.0	100.0	18,955,743	8.0	116.4
令和3年度	4(2)	0.0	100.0	18,770,923	△1.0	115.3
令和4年度	5(2)	25.0	125.0	21,166,583	20.6	130.0
令和5年度	5(2)	0.0	125.0	22,591,000	6.7	138.7

※人件費は、給料、諸手当、共済費、福利厚生費、賃金、退職給与引当金

※()は職員数のうち嘱託・臨時職員の数

令和4年度の市からの補助金収入は17,135,000円で、平成28年度と比較して3,465,000円(20.2%)増加している。また、平成28年度から令和4年度の土地改良協議会の職員数と人件費の推移を見ると、職員数は1人(25.0%)、人件費は4,879,052円(30.0%)の増加となっており、人件費の増加の割合と補助金の増加の割合には相関性が見られる。これは、補助金が人件費の一定割合を目途に交付されていることを示している。

(2) 市補助金交付事務

令和4年度の市補助金交付事務の状況は、次のとおりである。

土地改良協議会より補助金の交付申請が令和4年4月1日に提出、同日付けで交付決定が出されている。その後、令和4年7月15日付で変更承認申請(事務局長の雇用形態が令和4年度より変更となり給与形態が変更になったという理由による)が提出、同年7月29日付で承認決定がされ、再び令和5年1月12日付で変更承認申請(10月末で正職員が退職し11月より会計年度任用職員が採用されたことにより給料等に差額が生じたという理由による)が提出、同年1月24日付で承認決定がされている。また、補助金は5月と10月に支出され、減額分については翌3月に返還されている。なお、実績報告書については令和5年3月31日付で提出されており、補助金における手続きについては1年間を通じて概ね適正に処理されている。

■市補助金交付事務の状況(令和4年度)

項 目	月 日	金 額 (円)	備 考
交 付 申 請	令和4年4月1日	17,000,000	
交 付 決 定	令和4年4月1日	17,000,000	前期分8,500,000円、後期分8,500,000円
変更承認申請	令和4年7月15日	18,300,000	事務局長の雇用形態変更による増(1,300,000円)
変 更 承 認	令和4年7月29日	18,300,000	前期分8,500,000円、後期分9,800,000円
変更承認申請	令和5年1月12日	17,135,000	正職員退職、会計年度任用職員採用による差額(△1,165,000円)
変 更 承 認	令和5年1月24日	17,135,000	前期分8,500,000円、後期分8,635,000円
補助金返還通知	令和5年2月8日	1,165,000	交付済み補助金の変更承認による返還金
補 助 金 交 付	令和4年5月20日	8,500,000	前期分
	令和4年10月20日	9,800,000	後期分(変更承認額)
	令和5年3月23日	△1,165,000	変更承認による減額分返還
	合 計	17,135,000	
実 績 報 告	令和5年3月31日	17,135,000	